

飲食料品製造業分野に係る補足説明資料 (水産加工区分の切り分け)

水産庁

外国人材にとっても魅力のある水産加工業となるために

これまでの有識者会議での御意見

- 水産加工業を飲食料品製造業分野から切り分けるに当たり、
 - ① 新たな育成就労制度下で来日する外国人材への周知を徹底すること
 - ② 現行制度で来日する労働者の不利益とならないような措置を取ることが必要である。
 - ①については、具体的な周知方法を示して欲しい
 - ②については、今後も飲食料品製造業の範囲で転籍できることを資料で示して欲しい
- 等の御意見をいただいた。

水産加工区分の切り分け後に来日する外国人材への周知

- ①水産庁から、食品産業特定技能協議会の会員、業界団体、監理支援機関等を対象に、水産加工区分の切り分け後の変更点や外国人材への説明と同意の手順(案)をお示しし、理解の徹底を図ります。
- ②水産加工区分の切り分け後、水産加工業に新たに外国人材を受け入れる機関に対して、外国人材への説明と同意を得ることを徹底します。

〈周知の手法〉

- 水産庁は、①食品産業特定技能協議会の会員 ②水産加工業の業界団体 ③監理支援機関 ④外国人材の受入に関心を有する事業者等を対象に説明会を開催し、水産加工区分の切り分け後の変更点や外国人材への説明と同意の手順(案)を丁寧に説明する。
水産加工業には、インドネシアやベトナムから多くの人材を受け入れていることに配慮し、手順(案)については多言語での対応も検討する。
- 水産庁は、受入れ機関に対し、採用活動の際に水産加工区分の切り分け後の変更点について十分な説明を行うこと、外国人材と雇用契約を締結する際に、水産加工区分の切り分け後の変更点を踏まえた、採用後のキャリアパスや待遇等について丁寧に説明し同意を得たことを確認する項目を契約書に盛り込むなどして、外国人材への説明と同意を担保するよう指導する。
- 外国人材への説明と同意を得ることを行っていないことが認められた受入れ機関は、食品産業特定技能協議会から除名し、除名したことを公表する。

〈理解の徹底〉

- **転籍について**
育成就労制度においては、水産加工区分の専門人材を目指していただくこと、水産加工区分独自の特定技能測定試験を実施し、技能習得レベルに応じたキャリアアップが図れることを丁寧に説明する。
このため、今後は、水産加工区分内であれば転籍は可能であること、水産加工業以外の飲食料品製造業への転籍はできないことについても丁寧に説明し、理解の徹底を図る。
- **待遇向上や就労環境の改善等**
入国に先立ち、受入れ機関から外国人材に対して、
 - ・ 給与、労働時間、休み等の労働条件
 - ・ 作業内容、職場環境等の就労環境
 - ・ 住居、生活場所等の生活環境等について、必要な情報の提供を行い、外国人材が納得・了承した上で採用する。

現行制度下で水産加工業務に従事している技能実習生等に係る経過措置

飲食料品製造業分野の中から水産加工区分が切り分けられた後も、現行制度下で入国した技能実習生及び特定技能外国人については、技能実習を修了して特定技能へ移行する際や特定技能での在留時において、現行制度における飲食料品製造業区分内で転籍できるよう、経過措置を設けることとする。

技能実習生

技能実習

- 飲食料品製造業務に関連する職種・作業に従事
- 水産加工業務に関連する職種・作業に従事

移行

特定技能

(新) 飲食料品製造区分

(新) 水産加工区分

転職可能

※いずれの作業に従事していた者も、切り分け前（現行制度）の業務区分内であれば無試験で転職することができる

特定技能外国人

- 現行制度下において、技能実習を修了又は現行区分の特定技能1号試験に合格して特定技能外国人となった者については、現行制度における飲食料品製造区分内での転職が可能。（※新区分の特定技能1号試験に合格した者は、新たな区分内での転職が可能。）